

Topic

企業年金等の実施状況

企業型DCの加入者数は890万人、iDeCoの加入者数は390万人を超える

2026年3月末時点の各企業年金（確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（DC））の統計データをもとに、実施状況と推移をまとめました。あわせて退職金等受取時の退職所得控除について解説します。

資産
運用

年金
財政

年金
制度

その他

企業型DC、iDeCoともに変わらぬ加入者増加傾向

2026年3月末時点の企業年金等の実施状況を見ると、DB加入者数は約885万人、企業型DCは約893万人となり、年度末統計では初めて企業型DC加入者数がDB加入者数を上回る結果となりました。

DBは、2020年以降、加入者数の微減傾向が続いていますが、引き続き資産残高は増加しており、依然として企業年金の大きな柱として存在感を維持しています。マーケット環境も以前と大きく変わり、今後も運用収益を主要因とした年金資産の増加が期待されます。

一方、企業型DCは前年比31万人増となり、件数・資産残高ともに微増傾向が続いています。iDeCoについては加入者数が約393万人まで拡大しており、自助努力による資産形成ニーズの高まりが、拡大要因の1つと言えます。今後は制度改正によるDC拠出上限額の引上げ等の影響も受け、加入者数・資産残高の増加傾向が続く可能性が考えられます。

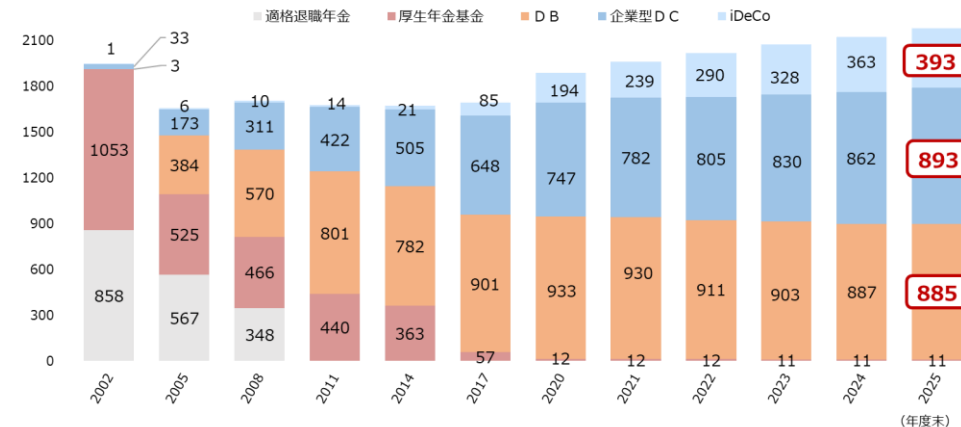
私的年金の今後の展望と課題

私的年金制度は、DB、企業型DC、iDeCoそれぞれの特徴を活かした活用が今後さらに重要になります。

DBは安定した給付が魅力ですが、企業にとってはマーケット環境の変動による積立不足や財務変動リスクなどの課題もあり、DCやiDeCoとの併用による総合的な老後保障が1つの選択肢となることが考えられます。

企業型DCやiDeCoは税制優遇や資産形成の柔軟性に優れる一方、運用成果が個人の判断に左右されるため、金融教育の充実が欠かせません。

実際にDC加入者の元本確保型のみで運用する割合は、2020年の34.1%から2025年には21.2%へ低下（約13ポイント縮小）し、運用意識は高まりつつありますが、依然として約4人に1人が元本確保型のみを選択しており、今後は分散投資の理解促進や制度の分かりやすさ向上が重要な課題となります。



2026年3月末	DB	企業型DC
加入者数	約885万人（▲2万人）	約893万人（+31万人）
件数	11,513件（▲140件）	7,586件（+152件）
資産残高	約71.7兆円（+2.9兆円）	約27.8兆円（+4.1兆円）

（出典）社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料「企業年金・個人年金制度の現状等について」、厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」、生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」および「確定拠出年金（企業型）の統計概況」等をもとに当社作成

元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合	2020.3末	2021.3末	2022.3末	2023.3末	2024.3末	2025.3末
	34.1%	32.1%	29.1%	26.9%	24.2%	21.2%

（出典）「確定拠出年金統計資料（2025年3月末）」をもとに当社作成

「退職金」と「iDeCo」 受け取るタイミングで税金が変わる？

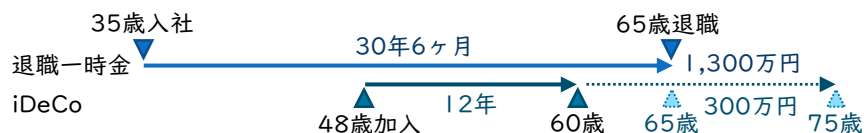
※本資料は例示です。実際の受取時の税の取り扱いについては税務署または税理士にご相談ください。

老後資金の準備としてiDeCoや企業型DCに加入する人が増えていますが、意外と知られていないのが「受取時の税金」です。

退職金（DB一時金含む）やDC一時金（iDeCo・企業型DC）を受け取る場合は「退職所得」として課税されますが、退職金とDC一時金など、複数回受け取るケースでは、それぞれの退職金の受取りタイミングなどによって、税負担が大きく変わる可能性があります。

2026年1月からの計算ルール変更の影響も含めて、事例で解説します。

- (例) ・35歳入社、定年は65歳：退職一時金制度の定年時給付1300万円
・48歳のときにiDeCoに加入：60歳まで掛金拠出、60歳時300万円



- CASE 1 <60歳でiDeCo、退職時に会社の退職金を受け取る>
- CASE 2 <iDeCoを65歳まで運用して退職金と同じ年に受け取る>
- CASE 3 <退職時に会社の退職金、iDeCoは75歳で受け取る>

■ CASE 1

このケースでは、最初の受給（iDeCo）から退職一時金の受給まで「5年」の間が空いているため、昨年まではiDeCoは12年、退職一時金は31年で退職所得控除を計算して退職所得を算出できました。2026年1月からは「5年⇒10年」に改正されたため「重複期間の調整」が必要になりました。10年以上の間を空けるには「70歳以降まで働く」「退職一時金の受け取りを繰り下げできる」などが前提となります。

- ・60歳iDeCo受取時：40万円×12年＝480万円＞300万円 → 課税なし
- ・65歳退職一時金受取時
 - ①退職所得控除計算用期間＝31年（1年未満は1年に切上げ）
 - ②勤続期間での退職所得控除額：800万円＋70万円×11年＝1,570万円
 - ③iDeCo（300万円）部分のみなし勤続年数：300万円÷40万円＝7.5年
 - ④上記②と③の重複期間：7年（1年未満の端数切捨て）
 - ⑤重複期間（7年）に応じた退職所得控除額：40万円×7年＝280万円
 - ⑥退職金の退職所得控除額：1,570万円－280万円＝1,290万円

退職所得：（1,300万円－1,290万円）×1/2＝5万円

■ CASE 2

DCは掛金を拠出せず運用だけ続けて受取りタイミングを決定できます。DCは掛金を拠出していない期間は退職所得控除の計算用期間に含まれないため、この場合は退職所得控除は長い方の勤続期間により算出します。

- ①退職所得控除計算用期間＝31年
 - ②退職所得控除：800万円＋70万円×11年＝1,570万円
- 退職所得：（（1,300万円＋300万円）－1,570万円）×1/2＝15万円**

■ CASE 3

この場合は「10年」ではなく、DCの「20年」が適用されるため調整の影響を受けます。（20年以上の間隔を空ければ別々に退職所得控除を計算できますが、DCの受取時期は最長でも75歳です。）

- ・65歳退職一時金受取時
800万円＋70万円×11年＝1,570万円＞1,300万円 → 課税なし
 - ・75歳iDeCo受取時
 - ①iDeCo加入者期間に応じた退職所得控除額：40万円×12年＝480万円
 - ②退職一時金（1,300万円）部分のみなし勤続年数：
(1,300万円－800万円)÷70万円＋20年＝27.14…年 → 27年（35歳～62歳）
 - ③上記①と②の重複期間：12年
 - ④重複期間（12年）に応じた退職所得控除額：40万円×12年＝480万円
 - ⑤iDeCoの退職所得控除額：480万円－480万円＝0万円
- 退職所得：（300万円－0万円）×1/2＝150万円**

なお、DCやDBからの給付を一時金ではなく年金で受け取ると所得の種類が「雑所得」となり、受け取った年金には「公的年金等控除」が適用されることになります。（勤続期間の重複・調整の影響を受けません。）

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2026年7月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

あなたの未来を強くする



〔住友生命保険相互会社〕
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8640(年金コンサルティング室)
〈ホームページ〉<https://www.sumitomolife.co.jp>

定型2026-10